

公民館 ふっさ

令和6年8月1日

No.172 目次

- ① 教育委員会生涯学習分野合同平和事業「平和について学び・考えてみませんか」
- ②③ 誌面講座「ネット上の情報を疑え」
- ④ 公民館夏の平和事業、公民館講座案内、郷土資料室・図書館からのお知らせ

編集
発行

■ 福生市公民館
公民館事務所
■ 公民館松林分館
■ 公民館白梅分館

〒197-0011
〒197-0024
〒197-0013
〒197-0003

福生市福生2455 ※市民会館併設
福生市牛浜163 さくら会館内
福生市武蔵野台1丁目15-1
福生市熊川559-1

☎ 042-552-2118 FAX 042-552-2228
☎ 042-552-3624 FAX 042-530-2512
☎ 042-553-3454 FAX 042-530-2513



公民館ページ
QRコード

教育委員会 生涯学習分野合同平和事業

平和について学び・考えてみませんか

■日時 令和6年8月9日(金) 午前9時から午後8時まで

■場所 福生市民会館・公民館 1階 展示スペース

教育委員会には、社会教育を担当する課として生涯学習推進課、スポーツ推進課、公民館、図書館の4課があります。今年の8月、初の試みとして、この4課が所有する資源を活かし、さまざまな視点で平和について学び、考える機会を設けました。ぜひご来場ください。

4課の各コーナー

① 戦争関連資料の出張展示

郷土資料室で所蔵する太平洋戦争と福生の関係を示す資料の一部を出張展示します。
(生涯学習推進課)

② オリパラ関連の展示

平和の祭典であるオリンピックについて、東京都が所有・管理している東京2020大会のアーカイブ資産(トーチ)等を展示します。
(スポーツ推進課)

③ 平和パネル展

広島平和記念資料館から「ヒロシマ・ナガサキ原爆写真ポスター」、平和首長会議から「子どもたちによる『平和なまち』絵画コンテスト入選作品」を借用し、展示します。
(公民館)

④ 平和関連図書の出張展示

図書館展示「戦争と平和を考える本」から絵本等の一部を出張展示します。
(図書館)

ロビートークin
展示スペース

郷土資料室出張展示の内容について、1回目は子どもを対象に、2回目は一般の方を対象に、解説を行います。
展示解説を通して、参加者とともに、平和について学び、考える機会としていきます。

【日時】 8月9日(金) ①午後3時〜3時45分、②午後6時30分〜7時15分
【対象】 ①市内在住の小・中学生とその保護者、②市内在住・在勤・在学の方

【講師】 生涯学習推進課職員
【申込み】 受付中。午前9時〜午後5時の間に直接または電話で公民館公民館係へ。
☎ 552・2118



公民館の平和事業は、4ページをご覧ください。

ネット上の情報を疑え

講師 佐藤 佳弘 氏

(株式会社情報文化総合研究所 代表取締役)



プロフィール

東北大学を卒業後、富士通(株)に入社。その後、東京都立高等学校教諭、(株)NTT データを経て、現職。武蔵野大学名誉教授、早稲田大学大学院非常勤講師、総務省自治大学校講師。

◆テレビからネットへ

けたたましく構内アナウンスが流れ、ほどなく駅のホームに電車が滑り込んできた。ホームにひしめいていた乗客がドッと電車内に乗り込んでいく。いつもの朝の通勤電車の風景である。

身動きがままならない姿勢でふと前に目をやると、女性の肩越しにスマホの画面が見えた。ペット動画やグルメ動画、コスメ動画などのショート動画が次々と映し出されている。

人々がテレビを視聴しなくなった理由がわかるような気がした。インターネットには、様々なジャンルの動画が山ほど掲載されている。利用者は興味のある動画だけを視聴できる。テレビ番組のようにCMで中断されることもない。放送事業者がヒト・モノ・カネと相当な時間をかけて制作したテレビ番組よりも、素人が投稿したショート動画の方がウケているというのは皮肉である。

総務省情報通信政策研究所の調査によると、令和3年(2021年)の人々のインターネット利用時間は、すでにテレビ視聴時間を上回っている。全年代にわたって、平日でも休日でも、テレビよりもインターネットの方が視聴されているのである。

る。テレビが娯楽の王様だった時代は終わったと言ってもいいかもしれない。

文部科学省が進めるGIGAスクール構想により、全国の小中学生はネット接続ができるタブレット端末を手にした。子ども達は学習だけでなく、ゲームの遊び方をはじめ様々な情報をインターネットから得ている。学校での話題は、前日に観たテレビ番組のシーンではない。ネットから得た情報の交換である。大人も子どもも情報活動の中心はインターネットに変わった。

◆ネット上の情報の信頼性

テレビから得られる情報とインターネットから得られる情報とは、決定的に異なる点がある。そのひとつは、情報の信頼性である。この相違点は、利用者のネットリテラシーが欠如していた場合、致命的に働くことになる。

テレビが発信する情報については、責任の所在が明確である。番組制作者が個人的に公共の電波に乗せているわけではない。放送事業者が発信内容の責任を負っている。また、BPO(放送倫理・番組向上機構)も存在している。

BPOは、日本放送協会(NHK)

◆ネットを悪用した投資詐欺

インターネットは、詐欺犯罪にはうってつけの道具である。なぜなら詐欺犯にとって利点がいくつもある。①顔を見られることがない。②現場にいなくてもよい。③防犯カメラに映らない。④なりすませる。⑤追跡が困難である。

ここで、実際の詐欺の事例を紹介したい。茨城県の女性(70)が投資詐欺に遭い、約7億円をだまし取られた。投資を勧めるインスタグラムの広告をクリックしたところ、経済アナリストの森永卓郎さんを語るLINEのアカウントに招待された。森永さんの写真が使われたLINEアカウントを本物と信じ込み、金の積み立て投資のため44回計6億9千万円を振り込んだ。その後、「お金を引き出す手数料が必要」と言われ、女性はその手数料を稼ぐため、実業家の堀江貴文さんをかたって投資を勧めている広告を見つけ、約1千万円を振り込んでいた。

このようなSNSを使った投資詐欺の被害は、令和5年(2023年)に2271件が発生していて、被害総額は約278億円に上っている。被害者の中心が中高年である点が特徴的である。

◆ネット詐欺の違法性

私の大学研究室に所属するゼミ生が詐欺犯罪を卒論の研究テーマにしたことがある。詐欺犯が逮捕されたら、被害者にお金が戻ると思っている人がいるのではないだろうか。犯人が捕まったからといって、だまし取られたお金は戻って来ない。さらに、被害額が何億円であっても、詐欺罪の法定刑は、最長で懲役10年である。つまり、詐欺で荒稼ぎしたお金を隠しておき、逮捕時の押収を逃れて服役すれば、出所後は裕福に暮らすことも可能だということである。卒論は、懲役10年は抑止力にならないと結論付けた。

有名人を語る偽広告は、無断で顔写真を使っているのだし、何よりもなりすましているのだから、犯罪行為ではないか。直ちに逮捕して処罰すべきだ、と憤慨している人がいる。残念ながら、現状では逮捕も処罰もできないのである。

人が写っている写真を無断でネットに掲載する行為は、肖像権の侵害となる。しかし、肖像権侵害は違法ではない。違法とする根拠の法がない。刑法に肖像権侵害罪なるものがないのである。民法上の不法行為にはなり得るので、損害賠償は認められるものの、逮捕や処罰はない。

◆未然防止の方法

ネット上の詐欺被害に遭わないようにするには、情報の信頼性を見極めることである。つまり、発信元を確認するのである。例えば、発信元が有名人であっても、個人が発信している場合は、責任の所在が明らかではない。騙されないようにするためには、無視することが一番である。

通勤電車に揺られていると、東京電力エナジーパートナーからメッセージが届いた。「お支払が確認できておりませんので、お早めにお支払ください。」東京電力エナジーパートナーは実在する会社だ。TEPCO(テプコ)の略称で知られる有名企業である。これは大変だと慌てる

や日本民間放送連盟(民放連)などによって組織された任意団体である。放送への苦情や放送倫理上の問題に対し、第三者の立場から迅速に対応することを目的としている。日本民間放送連盟の会長は平成19年(2007年)6月に、放送事業者

にとつてBPOの判断は最高裁の判断のようなものだとして述べている。BPOは、放送事業の公共性を保持するための強固な仕組みなのである。かたやインターネット上で流通している情報はどうか?公共機関や法人・団体が発信している情報は、発信元が社会的な責任を負っている。誤った情報だった場合は、信頼を損なうことになり、組織のブランドイメージが損なわれる。そのようなりスクを避けるために、法人・団体は、誤情報や不適切情報には注意を払って掲載している。

ところが、個人が発信する情報や発信元が不明の情報については、審査やチェックが曖昧である。問題が発生した際の責任の所在も不明である。もしも、そんな状況の情報を信じて損害を被ったとしても、誰も補償してはくれない。情報の信頼性を疑うことができなかったならば、被害者になるということなのである。

前に、まず発信者のメールアドレスを見るとよい。訳のわからない記号の羅列ならば詐欺である。さらに会社名やメールアドレスをネット検索すれば、詐欺メールであることがすぐわかる。ネット上の情報を常に疑い、確かめることが私たちに出来る最善の未然防止策である。

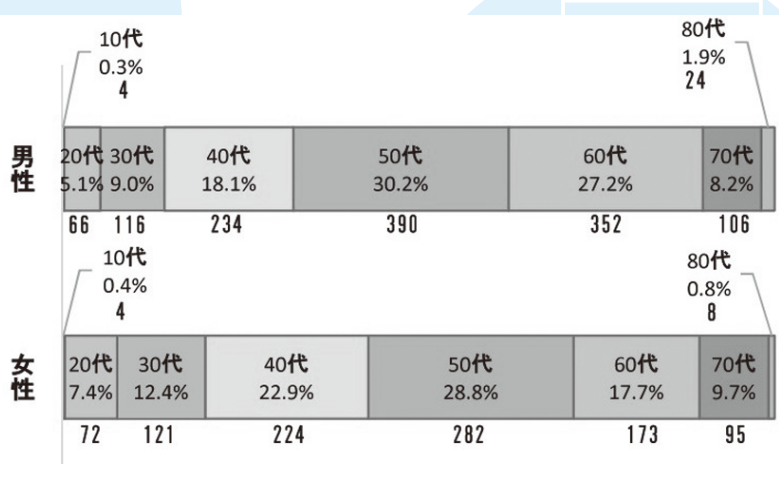


図 SNS投資詐欺の被害者年齢層
出典:「SNS型投資・ロマンス詐欺の被害発生状況等について」警察庁広報資料

公民館 夏の平和事業

◆平和パネル展

広島市、長崎市に投下された原爆について、被爆の実相、核兵器の被害をわかりやすく伝えるため、広島平和記念資料館と平和首長会議から関連資料を借用し展示します。

【日時】8月18日(日)まで開催中。午前10時～午後9時(最終日のみ午後5時まで)

※8月12日(月・休)は開館し、翌13日(火)を振替休館します。8月8日(木)は正午まで、8月18日(日)は午後5時までとなります。

【場所】市民会館1階展示スペース
【申込み】不要。直接お越しください。

◆松林平和講演会「福生市における空襲と戦中・戦後の人々のくらし」

当時使われていた生活用具などを実際に見ながら、人々の暮らしや、平和を守る大切さについて考えます。

【日時】8月6日(火)午後2時～3時30分

【場所】公民館松林分館
【対象】市内在住・在勤・在学の方

【定員】先着50人

【講師】生涯学習推進課職員

【申込み】受付中。公民館松林分館へ。

◆白梅おはなし会

～平和ってなんだろう～

絵本の読み聞かせをとおして、戦争を知らない子どもたちと一緒に、平和の大切さについて考えます。絵本の内容に合わせて、沖縄三線の演奏もお聴きいただけます。

【日時】8月7日(水)午前10時～11時

【場所】公民館白梅分館

【対象】小学生※保護者の同伴があれば就学前児童も参加可

【定員】先着20人

【講師】大島真理子氏・松田規子氏・原彩乃氏(絵本専門士)

【申込み】受付中。公民館白梅分館へ。

公民館 講座案内

◆地域福祉講座

「ちがいを越えて生きていこう」

生活をおくる上で、一人ひとりが感じる壁は様々です。今回は、障害の捉え方とバリアフリー社会、認知症への対応について取り上げます。

【日時】9月12日(木)、10月10日(木)午後1時～3時

【場所】さくら会館ホール

【対象】市内在住・在勤・在学の方

【定員】先着20人

【講師】公益財団法人日本ケアフィット共育機構

【申込み】8月6日(火)からオンライン申請、または公民館公民館係へ。



問合せ先

お申し込みの際は、午前9時～午後5時までに、各館へお電話ください。

公民館公民館係 ☎ 552・2118

公民館松林分館 ☎ 552・3624

公民館白梅分館 ☎ 553・3454

郷土資料室・図書館

からのお知らせ

◆郷土資料室

企画展示「平和のための戦争資料展」日清戦争開戦130年・日露戦争開戦120年」

郷土資料室では、毎年終戦の日に合わせて、平和の大切さを再認識することを目的とした企画展示を行っ

ています。

今回は、日清戦争・日露戦争を描いた戦争錦絵や雑誌等と、二つの戦争に出征した福生の人々に関する資料を展示します。

【日時】8月25日(日)まで開催中。

午前10時～午後5時

※月曜休館日(祝日の場合は翌平日)

【場所】郷土資料室

【問合せ】郷土資料室

☎ 530・1120



「日清戦争威海衛に於我軍激戦」



「旅順開城須將軍会見乃木將軍」

◆図書館企画展示「戦争と平和を考える本」

夏の平和に関する取組として、図書館各館で「戦争と平和を考える本」と題して絵本・児童書の展示を行っています。

【期間】8月25日(日)まで開催中。

【問合せ】

中央図書館 ☎ 553・3111

わかぎり図書館 ☎ 552・7421

わかたけ図書館 ☎ 551・0083

武蔵野台図書館 ☎ 553・8881